

令和5年度
事業計画書

社会福祉法人 六心会

目 次

法人事業計画書	2
地域密着型特別養護老人ホーム縁 事業計画書	5
グループホーム里 事業計画書	12
小規模多機能ホーム楽 事業計画書	17
法人組織図（別紙）	22

社会福祉法人六心会 令和5年度 事業計画書

法人理念

六心

- 「おはようございます」という明るい心
- 「はい」という素直な心
- 「すみません」という反省の心
- 「私がします」という積極的な心
- 「ありがとうございます」という感謝の心
- 「おかげさまで」という謙虚な心

我々は、「六つの心」を大切にし、お客様と地域に密着したサービスを追求します。

法人運営方針

「人間らしく生きる人生」の実現

お客様に誰もが求める「人間らしく生きる人生」を歩んでいただくため、真に必要なサービスを提供してまいります。

衰えていく過程のどこかで「人間らしく生きる人生」を諦めてしまっていた気持ちと、そういった気持ちにさせてしまった環境と意識を変えることが私たちの使命だと考えております。

事業の種類

- 第一種社会福祉事業 ・ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業
「地域密着型特別養護老人ホーム縁」
- 第二種社会福祉事業 ・ 認知症対応型共同生活介護事業「グループホーム里」
・ 小規模多機能型居宅介護事業「小規模多機能ホーム楽」
・ 老人短期入所事業「地域密着型特別養護老人ホーム縁」

事業経営目標

(1) 福祉サービスの向上に努めます。

内部、外部研修を積極的に活用し、基本的なサービススキルの向上を図ります。

認知症ケアにおいて、職員のさらなる理解とスキルアップを図ります。

継続して内外の専門職と連携し、入居者・利用者のADL、QOLの向上を図ります。

(2) 地域福祉の向上を目指した地域貢献を積極的に行います。

地域の担い手としての社会貢献活動を強化するため、地域住民との協働による活動を検討し、実行します。具体的には「かぎ預かり事業」等、一人暮らしの高齢者支援への地域協力を行います。地域包括ケアシステムの一翼を担う組織として、地域関連諸団体との連携強化、共同行事の開催、事業協力を積極的に進めていきます。

- (3) 組織のガバナンス強化、積極的な情報公開に努め、透明性を確保します。
社会福祉法改正後、必要となる情報公開を徹底し、運営の透明性を確保します。
利用者アンケート調査を継続して行い、サービスの向上に努めます。
- (4) 福祉人材の確保、育成の充実に努め、人を大切にする魅力ある組織をつくり
昨今の厳しい人材確保状況から、優秀な人材を獲得するため採用活動を強化します。
働きがいのある職場づくりの一環として、キャリアパス制度、コンピテンシー制度を
活用した職員の処遇の改善に努めます。
研修計画の見直しをすすめ、階層別研修においてリーダー層の研修内容を見直し、指導
力強化を目指すとともに、全職員がキャリアアップできる仕組みづくりを目指します。
社会福祉法人の職員としての役割を理解し、行動できる能動的な人材育成を目指します。
個人の尊厳と権利を尊重し、質の高い接遇ができる人材の育成強化を図ります。
職員のメンタルヘルスケアへの取り組みを継続します。
- (5) 効率的かつ安定した経営基盤の構築を目指します。
効率的な経営の観点から各支出に対する見直しを行い、経費を削減します。
事業所ごとの目標を明確にし、責任の所在を明確にします。
各介護保険事業における加算項目について、ニーズの分析を行うとともに算定要件を
踏まえ、適宜取り組みます。

各種委員会

施設では各種委員会を開催し、様々な観点から利用者が安心・安全に過ごしていただけるようサポートしていきます。

1. 安全対策委員会

- (1) 定例委員会を毎月第2火曜日に開催します。
- (2) 議事項目
各事業所で起こった事故報告・気づきシート報告について会議を行います。
- (3) ラウンド
事故報告・気づきシート報告の中から、現場にて要観察と判断されるものについては随時、
事業所に出向き、話し合いを行います。必要があれば各事業所の職員と連携し、対策を講じ
ます。
- (4) 防災訓練
年2回の訓練時には、委員が中心となって避難訓練を実施します。また例年10月には福祉
避難所を想定し、地域と合同で防災訓練を実施します。
- (5) 安全への取り組み
利用者に対する危険が顕在化した場合には、随時ユニット内の申し送り時や全体会議・担当
者会議等で報告をし、職員への注意喚起に努めます。

2. 身体拘束廃止委員会

身体拘束は多くの弊害（精神的苦痛・身体機能低下等）をもたらします。威圧的な声かけや手荒いケアなど虐待とも受けとれかねないケアについても注意していきます。

身体拘束のない支援を継続するため、毎月1回委員会を開催し、実施状況を確認する場とします。身体拘束を実施せざるを得ない場合については、委員会で検討し、その手続きと記録を管理していきます。

職員への啓発のために、不適切なケアの防止、身体拘束ゼロに向けての啓発及び職員研修を随時行っていきます。

3. 苦情対応委員会

利用者・家族の苦情に対して、以下の要領で速やかな対応を図ります。

- ・利用者・家族の苦情は生活相談員が窓口となって受け付けます。
- ・苦情があった際は速やかに施設長に報告します
- ・委員会を開催し、苦情解決のための対応策を検討します。
- ・施設内での苦情解決が困難な場合は、第3者委員へ相談します。

その他、内部研修を適宜に実施し、対応力の向上を図るとともに、利用者・家族と話しやすい環境を作り、苦情を未然に防ぐ努力をしていきます。

職員の接遇マナー向上を目的として、アンケート形式を採用し、対象の職員、内容について顕彰を行っていきます。

4. 感染予防委員会

感染症の発生予防として、新型コロナウイルスをはじめインフルエンザ、ノロウイルス、疥癬、結核、白癬、血液感染症などの感染症対策について、職員が知識を習得できるように指導や学習会を実施します。予防対策として手洗い、うがい、咳エチケットの励行を行い、各人の体調管理を行っていきます。

感染症予防の講習会への参加を通じ、伝達講習を行います。

5. 褥瘡予防委員会

高齢者の皮膚は、いつ皮膚損傷に至ってもおかしくない状態という認識を持ちながら、介護職員が皮膚疾患に関わるよう指導していきます。褥瘡発生予防のために、適切な枕やエアーマットを選べるようにします。

多職種と連携を図り、体重や食事摂取量の把握をし、改善点をカンファレンスしていきます。

褥瘡発生時は初期に治療し治癒できるよう、皮膚の状態を観察します。

法人組織図

別紙添付（22 ページ）

各事業所事業計画

5 ページ以降参照

地域密着型特別養護老人ホーム縁 令和5年度事業計画書

1. 所在地

大阪府吹田市千里山竹園1丁目50番18号

2. 利用定員

定員：29名（3-3ユニット：10名 4-1ユニット：9名 4-2ユニット：10名）

3. 職員定数（施設の運営状況により増減あり）

職名	員数	資格
施設長（管理者）	1	介護支援専門員
看護師	1	正看護師1名
機能訓練指導員	1	柔道整復師
介護支援専門員	1	介護支援専門員
管理栄養士	1	管理栄養士
生活相談員	1	介護福祉士
嘱託医師	1	医師
介護職員（常勤）	11	介護福祉士：9名 実務者研修：1名 初任者研修：1名
介護職員（非常勤）	3	介護福祉士：1名、初任者研修2名

4. 事業開始年月日

平成24年6月1日

5. 事業運営基本計画

(1) 運営方針

入居者が抱えている心身の問題、その他環境的な問題など本人を取り巻く全ての問題を理解した上で、個々のニーズに応え、個々の人格を尊重した人間味あふれるサービスを行うことが介護の原点です。

職員は常にそのような観点から問題意識を持ち、日々努力を重ね職務能力向上に努めるとともに、入居者との人間関係を深め“生活の場”として、入居者及び家族に満足していただけるサービス提供を行うことを基本方針とし、サービス提供にあたります。

(2) 年間行事

感染予防に注意して次のように年間行事を開催します。

4月	花見（施設外レクリエーション）
5月	端午の節句
6月	周年行事
7月	七夕祭り
9月	敬老会
10月	秋祭り
11月	紅葉見物（施設外レクリエーション）
12月	クリスマス会 餅つき大会
1月	初詣（施設外レクリエーション）
2月	節分祭
3月	桃の節句：ひな祭り

6. 入居者の処遇

(1) 生活指導

(ア) 状態把握

介護サービス計画作成にあたっては、アセスメントにより入居者に関する ADL・IADL・精神症状・基本疾患など様々な角度から、入居者の心身の状態やニーズを総合的に把握します。

(イ) サービス担当者会議

個々のニーズや課題に対し、適切なサービスを提供するため、介護支援専門員をはじめ生活相談員・介護職員・看護職員・医師・管理栄養士によるサービス担当者会議を開催し、入居者・家族・代理人の意思を確認した上で、介護サービス計画を作成するものとし、これに沿って入居者へのサービス提供を行います。

(ウ) 介護サービス計画の説明と同意

介護サービス計画及び介護サービス内容については、入居者・家族・代理人に分かりやすく説明し、同意の下にサービス提供を行うものとします。作成した介護サービス計画書の提示・説明を行い、記名捺印をもって同意とします。

(エ) サービス実施記録

サービス提供に関する経過については、介護支援システム（ワイズマンソフトウェア）を利用し、サービス実施内容を記録・整理します。

(オ) モニタリング

介護サービス計画書作成後、毎月、実施計画の確認（モニタリング）を行い、入居者のニーズ、サービス目標の達成度等を確認し、入居者毎の状況に合致するよう介護サービス計画書の見直しを行います。

(カ) 緊急ケース検討会・臨時サービス担当者会議

通常サービス担当者会議の開催に加え、必要に応じ適時、プランの作成・見直しを行い、質の高いサービス提供を目指すものとし、次の場合、緊急ケース検討会及び臨時サービ

ス担当者会議を開催します。

- ・緊急に解決すべき課題が発生した時
- ・入居者の心身状態が大きく変化した時
- ・その他必要のある時

(キ) 情報の開示

介護サービス計画書に沿って提供したサービスの記録について、入居者・家族・代理人からの要望があればそれを開示します。

(ク) サービス担当者会議への入居者・家族の出席

入居者・家族・代理人が希望される場合には、サービス担当者会議へ出席していただけるように配慮します。

(2) 給食

食事は入居者の生活において最も楽しいものであり、健康保健上欠かすことのできないものであることから、提供する食事は個々の嗜好や健康状態に対応するものとし、環境と雰囲気づくりについても十分配慮するほか、食中毒防止等の食品衛生について細心の注意を払い、給食業務を実施します。

(ア) 楽しい食事の提供

食事時間をゆったりと過ごしていただく為、職員一同、雰囲気づくりなどの環境の整備を含めたサービス向上に努めます。

(イ) 食事の保温等

主食・副食・汁物の適温提供に留意し、配膳時間を考え盛り付けします。

(ウ) 献立内容等の検討

季節の食材や地の食材を積極的に使用し、日々の献立の豊かさを実現し、嗜好に対する複数献立、外食、外注食等の実施を目指します。

これに対応すべく聴き取り（アンケート）による嗜好調査、残菜調査、摂取調査等を随時実施します。

また、季節ごとの行事食の実施を心掛け、家庭の雰囲気を出せるよう努めます。

(エ) 食品資材等の安全性の確認

給食材料提供業者に対して、衛生管理対策の明確化を指示し、直営で行う厨房業務については衛生検査の実施、厨房職員の検便検査の実施等で食の安全性について充実を図ります。

(オ) 入居者個々のニーズに合わせた食事提供

経管栄養等の医療的な対応が必要である場合を除き、ご本人の意思に沿った状態で食事提供を行うよう、関係職員と共に状況確認を行います。

医療的な対応が不要になった場合は、ご本人の食事状況を観察し、健常時の食事又はそれに近い食事に戻せるかを関係職員と検討し、実行に移せるようにします。

(カ) 検食の実施と食事への反映

職員は、管理栄養士の指示により交代で検食を行い、検食簿に記載します。その上で、食事の内容等を今後の食事にかかしていただけるよう配慮します。

(3) 環境の整備

(ア) 権利擁護について

入居者の権利擁護（資産管理、法律的問題、人権問題等）のため、成年後見人制度や地域福祉権利擁護事業について、入居者・家族・代理人に対して情報を提供し、必要に応じ利用のための援助を行います。

成年後見センター、リーガルサポート、社会福祉協議会等、成年後見制度を実施している組織の連絡先を掲示し、資料を提供します。

権利擁護については適宜、社会福祉協議会、管轄の行政機関、法律事務所等に連絡、相談・調査等を行います。

(イ) 身体拘束の廃止について

施設運営の基本理念に従い、入居者の基本的人権を尊重し、身体拘束の廃止を目標として、様々な角度から検証を重ね実施します。

(ウ) 褥瘡予防

感染対策・褥瘡予防委員をメンバーとした感染対策・褥瘡予防委員会を組織し、褥瘡予防に努めます。

(エ) 介護事故

入居者の転倒事故を防止するため、居室・食堂・廊下等の環境整備を行い、ベッド・車イス等の介護機器の安全点検、整備等を行うと共に、職員の見守り強化を行います。

また、ヒヤリハット報告書、事故報告書等で報告された事例について検討し、介護事故の発生を未然に防ぎます。

7. 健康管理

入居者及び職員について、定期的に健康診断を行い、その結果を記録保存し、嘱託医の指示を受けます。

また、各協力医療機関からの往診を受け、入居者に負担のかからない療養環境の提供を行います。

その他必要に応じ、主治医・施設長の判断のもと、往診治療が可能な環境を提供します。

8. 防災計画

下記のとおり消防訓練を実施し、火災、地震その他の災害による人命の安全確保及び被害の軽減を図ります。

訓練の種別	実施時期	備考
総合訓練	6ヶ月に1回	5月：夜間想定訓練 11月：昼間訓練
その他の訓練	適宜	

9. 日課

現在の入居者状況に沿った日課を常に検討し、生活環あふれるサービス提供が行えるよう配慮し構築します。

また、その中から新たなサービス提供ができることやその手法の中で取り入れられるものがあれば積極的に検討し計画します。

時間	日 課
6:00	起床、着替え、洗面
8:00	朝食、服薬、口腔ケア
9:00	体操
10:00	クラブ活動、レクリエーション、行事、自由時間
10:30	入浴（週2回）
12:00	昼食、服薬、口腔ケア
14:00	嘱託医による回診、入浴、レクリエーション、自由時間
15:00	おやつ
18:00	夕食、服薬、口腔ケア、着替え、洗面
22:00	就寝

10. 介護支援部門

入居者・家族の求める生活に少しでも近づけるため、「その人らしさ」「どのように暮らしたいのか」を把握しケアプランを通して適切なサービスを実施していきます。また入居者・家族と積極的に関わる中で信頼関係を築き、「その人らしい生活」が送れるようケアマネジメントを行っていきます。

意向やニーズを抽出し、達成状況の的確な把握に努めます。

ケアプランは3ヶ月おきに見直しを行うとともに、状態に変化があった場合には随時変更します。入居者によりよい生活を送って頂くため、介護支援専門員のスキルアップを図ります。

11. 機能訓練部門

(1) 目的

施設における安楽な生活ができるようにリハビリを行います。

現在機能している部分が、出来る限り長く維持できるように機能訓練を行います。

(2) 生活機能向上への取り組み

月1回、豊中平成病院の理学療法士の協力を得て入居者のアセスメントを行い、生活機能が向上できるようリハビリに取り組みます。またアセスメントを実施した内容を実践する中で、課題が見つかった場合には、次回のアセスメント時に相談をして、現状に適した方法で取り組むように努めます。

(3) 機能評価

ユニット内レクリエーション時には、随時参加して身体機能を評価します。

外出レクリエーション時には、随時同行して見守りを行い、安全確保に努めます。

歩行の可能な入居者については、随時歩行状態を観察します。

(4) 姿勢改善の取り組み

必要に応じて入居者の足元に足乗せ台を設置し、姿勢の改善に取り組みます。随時状態の確認をします。

1 2. 生活相談部門

(1) 新規入所申込の受付・相談業務

- ・随時施設見学を受付け、施設での日常生活、イベント、給食、介助に関わることなどについて丁寧な説明を心掛けます。
- ・入所に関しては入所決定過程の公平性を確保するとともに、申込者に対し、入所選考に関する説明責任を果たします。
- ・入所申込者から収集する個人情報の取り扱いについては、細心の注意を払い、その保護に当たります。

(2) 入居者・家族からの相談援助業務

- ・施設で充実した生活を送って頂けるよう、要望に応じ物品購入(代行)を行います。
- ・病気、怪我の際に家族と連携し、迅速に受診対応します。
- ・施設での入居者の近況、イベント情報などをお伝えするためのお便りを毎月刊行します。

(3) 苦情受付と対策立案

- ・日頃より入居者・家族との関係を密にし、苦情があれば迅速な初期対応を行い、早期解決を目指します。
- ・年に一度、入居者・家族にアンケートを実施し、施設満足度を確認するとともに広く意見を収集し、改善を図ります。

(4) 各種会議体の運営

・運営推進会議の開催

施設が地域に密着し、地域に開かれたものにするため、運営推進会議を設置し、議事・進行を行い、協議内容を記録します。構成メンバーの入居者・家族の参加人数を増やすため、イベントに合わせた会議開催を検討します。

・入所判定会議の開催

施設長、専門職、介護職で構成される入所判定会議の議事・進行を行います。原則、毎月1回開催し、協議内容を記録します。

(5) イベント企画・運営

入居者に季節を感じて頂けるよう、季節に応じたイベントを行います。

- ・桜の花見、紅葉狩り、外食レクなどを積極的に企画し、外出の機会を増やします。
- ・おやつレクを積極的に実施し、料理を作る楽しさ、食べる喜びを感じて頂きます。
- ・園芸療法として、野菜を栽培し、土を触り、育てる楽しさを味わって頂きます。
- ・イベントを通じて地域との交流を図ります。

1 3. 看護部門

入居者の健康管理について

1. 水分摂取量や食事摂取量、体重、一般状態に注意して観察します。
2. 異常の早期発見に努めます。

3. 主治医と連携を図り、早期に初期治療が行われるよう対応し、悪化を防ぎます。
4. より良い環境のもと、安定した生活が送れるように援助します。

予防看護について

1. スキントラブル予防について、介護職員と連携を図ります。
2. 身体介護時にスキントラブルが発生した場合は、援助方法の確認や見直しを行います。
3. 学習会を年1回、定期的に行っていきます。
 - ・心肺蘇生法
 - ・感染症予防、発生時の対応
 - ・褥瘡予防
 - ・看取り対応
4. 感染症予防・褥瘡予防委員会を毎月1回行います。

グループホーム里 令和5年度事業計画書

1. 所在地

大阪府吹田市千里山竹園1丁目50番18号

2. 利用定員

定員：18名（2-1ユニット：9名 2-2ユニット：9名）

3. 職員定数（施設の運営状況により増減あり）

職名	員数	資格
管理者	1	認知症対応型共同生活介護管理者研修
看護師		平成豊中訪問看護ステーション
計画作成担当者	2	介護支援専門員1名・介護福祉士：1名
介護職員（常勤）	3	介護福祉士：1名 実務者研修：2名
介護職員（非常勤）	14名	介護福祉士：3名、実務者研修3名、初任者研修8名

4. 事業開始年月日

平成24年6月1日

5. 事業運営基本計画

（1）運営方針

（ア）指定認知症対応型共同生活介護の提供にあたっては、認知症によって自立した生活困難になった要介護状態の利用者に対して、必要な援助を行います。

援助に際しては、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、心身の特性を踏まえ、利用者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、食事・入浴・排泄等の介護、その他日常生活上の世話及び機能訓練等必要な援助を行えるよう最大限配慮します。

（イ）指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供にあたっては、認知症によって自立した生活が困難になった要介護状態の利用者に対して必要な援助を行います。

援助に際しては、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、心身の特性を踏まえ、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、食事・入浴・排泄等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練等必要な援助を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持及び向上を目指します。

（ウ）給食の自主運営

個々の利用者の嗜好や健康状態に柔軟に対応するため、自主運営を行っております。

(1) 年間行事

次のように年間行事を開催します。

4月	花見見物（施設外レクリエーション）
5月	端午の節句
6月	周年行事 施設外レクリエーション
7月	七夕祭り
9月	敬老会
10月	秋祭り
11月	紅葉見物（施設外レクリエーション） コーラス発表会
12月	クリスマス会 餅つき大会
1月	初詣（施設外レクリエーション）
2月	節分祭
3月	桃の節句：ひな祭り コーラス発表会

6. 利用者の処遇

(1) 生活指導

(ア) 状態把握

介護サービス計画作成にあたっては、アセスメントにより利用者に関する ADL・IADL・精神症状・基本疾患など、様々な角度から入居者の心身の状態やニーズを総合的に把握します。

(イ) サービス担当者会議

個々のニーズや課題に対し、適切なサービスを提供するため計画作成担当者をはじめ、管理者・介護職員によるサービス担当者会議を開催し、利用者・家族・代理人の意思を確認した上で介護サービス計画を作成し、これに沿って利用者へのサービス提供を行います。

(ウ) 介護サービス計画の説明と同意

介護サービス計画及び介護サービス内容については、利用者・家族・代理人に分かりやすく説明を行い、同意の下にサービス提供を行います。

作成した介護サービス計画書の提示・説明を行い、記名捺印をもって同意とします。

(エ) サービス実施記録

サービス提供に関する経過については、介護支援システム（ワイズマンソフトウェア）を利用し、サービス実施内容を記録・整理します。

(オ) モニタリング

介護サービス計画書作成後、毎月、実施計画の確認（モニタリング）を行い、利用者のニーズ、サービス目標の達成度等を確認し、利用者毎の状況に合致するように介護サービス計画書の見直しを行います。

(カ) 緊急ケース検討会・臨時サービス担当者会議

通常のサービス担当者会議開催に加えて、必要に応じ適時プラン作成・見直しを行い、

質の高いサービス提供を目指すものとし、次の場合、緊急ケース検討会及び臨時サービス担当者会議を開催します。

- ・緊急に解決すべき課題が発生した時
- ・利用者の心身状態が大きく変化した時
- ・その他必要のある時

(キ) 情報の開示

介護サービス計画書に沿って提供したサービスの記録について、利用者・家族・代理人からの要望があればそれを開示します。

(ク) サービス担当者会議への入居者・家族の出席

利用者・家族・代理人が希望される場合には、サービス担当者会議へ出席していただけるように配慮します。

(2) 食事（給食）

食事は利用者の生活において最も楽しいものであり、健康保健上欠かすことのできないものです。

認知症高齢者グループホームは、利用者の生活の場であることから、食事については可及的に利用者自身の嗜好に合わせたものを提供いたします。

施設で提供する食事でも個々の嗜好や健康状態に対応するものとし、環境と雰囲気づくりについても十分配慮するほか、食中毒防止等の食品衛生について細心の注意を払い、給食業務を実施します。

(ア) 楽しい食事の提供

食事時間をゆったりと過ごしていただく為、職員一同、雰囲気づくりなど環境の整備を含めたサービス向上に努めます。

(イ) 食事の保温等

施設が提供する給食については、主食・副食・汁物の適温提供に留意し、また利用者の生活リズムに配慮し、適切な時間に食事を楽しんで頂きます。

(ウ) 献立内容等の検討

季節の食材や地の食材を積極的に使用し、日々の献立の豊かさを実現し、嗜好に対する複数献立、外食、外注食等の実施を目指します。

これに対応すべく聴き取り（アンケート）による嗜好調査、残菜調査、摂取調査等を随時実施します。

また、季節ごとの行事食の実施を心掛け、家庭の雰囲気を出せるよう努めます。

(エ) 食品資材等の安全性の確認

利用者が料理の際に使用する食材の安全性については最大限の注意を払い、近隣商店の食材の安全性に懸念がある場合には、遠方から食材等の配達も検討します。

施設は衛生管理対策の明確化を行い、衛生検査等の書類提出、検便検査結果の当施設への提出等で食の安全性について充実を図ります。

(オ) 利用者個々のニーズに合わせた食事提供

体調不良時には、ご本人の意思に添った状態で食事提供を行うよう、関係職員と共に状況確認を行います。

体調が回復した場合は、ご本人の食事状況を観察し、健常時の食事またはそれに近い食事に戻せるかを関係職員と検討し、移行します。

(カ) 検食の実施と食事への反映

職員は管理栄養士の指示により、交代で検食を行い検食簿にその内容を記載します。その上で今後の食事提供にいかしていけるよう配慮します。

また、これを受け管理栄養士他、給食業務に携わる者は、利用者の食事提供に反映させる努力を怠らないようにします。

(3) 環境の整備

(ア) 権利擁護について

利用者の権利擁護（資産管理、法律的問題、人権問題等）のため、成年後見人制度や地域福祉権利擁護事業について利用者・家族・代理人に対して情報を提供し、必要に応じ利用のための援助を行います。

成年後見センター、リーガルサポート、社会福祉協議会等、成年後見制度を実施している組織の連絡先を掲示し、資料を提供します。

権利擁護については適宜、社会福祉協議会、管轄の行政機関、法律事務所等に連絡、相談・調査等を行います。

(イ) 抑制廃止について

施設運営の基本理念に従い、利用者の基本的人権を尊重し、身体拘束の廃止の目標として、様々な角度から検証を重ね実施します。

(ウ) 褥瘡予防

衛生委員をメンバーとした褥瘡委員会を組織し、褥瘡予防に努めます。

(エ) 介護事故

利用者の転倒事故を防止するため、居室・食堂・廊下等の環境整備を行い、ベッド・車イス等の介護機器の安全点検、整備等を行うと共に、職員の見守り強化を行います。

また、気づきシート、事故報告書、過誤報告書で報告された事例について検討し、介護事故及び介護過誤の発生を未然に防ぎます。

(オ) 第三者評価の導入

第三者評価を受審し、この評価を基に施設での利用者に対するサービス、職員の資質の向上・改善に努めると共に、これから施設を利用する方々に対して、そのサービスの内容や充実度等選択の目安を提供します。

7. 健康管理

利用者及び職員について、定期的に健康診断を行い、その結果を記録保存し嘱託医の指示を受けます。

また、各協力医療機関からの往診を受け、利用者に負担のかからない療養環境の提供を行います。

その他必要に応じ、主治医・管理者の判断の下、往診治療が可能な環境を提供します。

8. 防災計画

下記のとおり消防訓練を実施し、火災、地震その他の災害等による人命の安全確保及び被害の軽減を図ります。

訓練の種別	実施時期	備 考
総合訓練	6ヶ月に1回	5月：夜間想定訓練 11月：昼間訓練
その他の訓練	適宜	

9. 日 課

現在の利用者状況に沿った日課を常に検討し、生活感あふれるサービス提供が行えるよう配慮し、構築します。

また、その中から新たなサービス提供ができることやその手法の中で取り入れられるものがあれば、積極的に検討し計画します。

時 間	日 課
6:00	起床、着替え、洗面
8:00	朝食、服薬、口腔ケア
9:00	体操
9:30	洗濯
10:00	クラブ活動、レクリエーション、行事、自由時間
10:30	入浴（週2回）
12:00	昼食、服薬、口腔ケア
14:00	嘱託医による回診、入浴、レクリエーション、自由時間
15:00	おやつ
18:00	夕食、服薬、口腔ケア、着替え、洗面
22:00	就寝

10. 認知症カフェ

現在、感染予防のため中止としていますが、今後、再開されたときには毎月1回、認知症カフェを開催し、地域の方や認知症の方、またその家族のための開かれたカフェを開催します。認知症カフェでは社会福祉協議会やボランティアの方の協力を得て、種々の情報提供や相談業務を行います。

地域に開かれた施設を目指し、認知症への理解を深め、地域の社会福祉に貢献する事業として進めて参ります。

小規模多機能ホーム楽 令和5年度事業計画書

1. 所在地

大阪府吹田市千里山竹園1丁目50番18号

2. 利用定員

定員：25名（通い：15名 泊り：9名 訪問：随時）

3. 職員定数（施設の運営状況により増減あり）

職名	員数	資格
管理者	1	介護福祉士
計画作成担当者	1	介護支援専門員
介護職員（常勤）	1	初任者研修：1名
介護職員（非常勤）	7	介護福祉士：2名、ヘルパー2級：1名 初任者研修：2名
看護職員（非常勤）	1	正看護師

4. 事業開始年月日

平成24年6月1日

5. 事業運営基本計画

(1) 運営方針

(ア) 要介護者（要支援者）について、その居宅またはサービスの拠点に通わせ、若しくは短期宿泊させ、当該拠点において、利用者がその有する能力に応じ、その居宅において自立した日常生活を営むことができるようにします。

要介護者（要支援者）の援助の際には、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、食事・入浴・排泄等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより適切な援助を行います。

(イ) 給食の自主運営

個々の利用者の嗜好や健康状態に柔軟に対応するために自主運営しております。

(2) 年間行事

次のように年間行事を開催します。

4月	花見見物（施設外レクリエーション）
5月	端午の節句 外食レクリエーション
6月	9周年記念行事
7月	七夕祭り

8月	施設内レクリエーション
9月	敬老会
10月	秋祭り、施設外レクリエーション
11月	紅葉見物（施設外レクリエーション）
12月	クリスマス会 餅つき大会
1月	初詣（施設外レクリエーション） 新春お茶会
2月	節分祭 調理レクリエーション
3月	桃の節句：ひな祭り

6. 利用者の処遇

(1) 生活指導

(ア) 状態把握

介護サービス計画作成にあたっては、アセスメントにより利用者に関する ADL・IADL・精神症状・基本疾患など様々な角度から利用者の心身の状態やニーズを総合的に把握します。

(イ) サービス担当者会議

個々のニーズや課題に対し、適切なサービスを提供するため計画作成担当者をはじめ、管理者・介護職員によるサービス担当者会議を開催し、利用者・家族・代理人の意思を確認した上で介護サービス計画作成し、これに沿って利用者へのサービス提供を行います。

(ウ) 介護サービス計画の説明と同意

介護サービス計画及び介護サービス内容については、利用者・家族・代理人に分かりやすく説明を行い、同意の下にサービス提供を行います。

同意については、作成した介護サービス計画書の提示・説明を行い、記名捺印をもって同意とします。

(エ) サービス実施記録

サービス提供に関する経過については、介護支援システム（ワイズマンソフトウェア）を利用し、サービス実施内容を記録・整理します。

(オ) モニタリング

介護サービス計画書作成後、3ヶ月毎に実施計画の確認（モニタリング）を実施し、利用者のニーズ、サービス目標の達成度等を確認し、利用者毎の状況に合致するように介護サービス計画書の見直しを行います。

(カ) 緊急ケース検討会・臨時サービス担当者会議

通常サービス担当者会議開催に加えて、必要に応じ適時、プランの作成・見直しを行い、質の高いサービス提供を目指すものとし、次の場合緊急ケース検討会及び臨時サービス担当者会議を開催します。

- ・緊急に解決すべき課題が発生した時

- ・利用者の心身状態が大きく変化した時
- ・その他必要のある時

(キ) 情報の開示

介護サービス計画書に沿って提供したサービスの記録について、利用者・家族・代理人からの要望があればそれを開示します。

(ク) サービス担当者会議への利用者・家族の出席

利用者・家族・代理人が希望される場合には、サービス担当者会議へ出席していただけるように配慮します。

(2) 給食

食事は利用者の生活において最も楽しいものであり、健康保健上欠かすことのできないものです。

利用者に対して、施設で提供する食事は個々の嗜好や健康状態に対応するものとし、環境と雰囲気づくりについても十分配慮するほか、食中毒防止等の食品衛生について細心の注意を払い、給食業務を実施します。

(ア) 楽しい食事の提供

食事時間をゆったりと過ごしていただく為、職員一同、雰囲気づくり等の環境の整備を含めたサービス向上に努めます。

(イ) 食事の保温等

主食・副食・汁物の適温提供に留意し、また利用者の生活リズムに配慮し、適切な時間に食事を楽しんで頂きます。

(ウ) 献立内容等の検討

季節の食材や地の食材を積極的に使用し、日々の献立の豊かさを実現し、嗜好に対する複数献立、外食、外注食等の実施を目指します。

これに対応すべく聴き取り（アンケート）による嗜好調査、残菜調査、摂取調査等を随時実施します。

また、季節ごとの行事食の実施を心掛け、家庭の雰囲気を出せるよう努めます。

(エ) 食品資材等の安全性の確認

利用者が料理の際に使用する食材の安全性については最大限の注意を払い、近隣商店の食材の安全性に懸念がある場合には、遠方から食材等の配達も検討します。

施設が依頼する給食委託先業者に対して衛生管理対策の明確化を依頼し、衛生検査等の書類提出、検便検査結果の当施設への提出等で食の安全性について充実を図ります。

(オ) 利用者個々のニーズに合わせた食事提供

病的な対応以外、ご本人の意思に添った状態で食事提供を行うよう、関係職員と共に状況確認を行います。

病的状況から脱した場合、ご本人の食事状況を観察し健常時の食事またはそれに近い食事に戻せるか、又はそれに近い食事に戻せるかを関係職員と検討し、実行に移すようにします。

(カ) 検食の実施と食事への反映

職員は、栄養士の指示により交代で検食を行うものとし、それについては検食簿にて食事内容等利用者の食事に生かしていけるよう考慮し記載します。

また、これを受け管理栄養士他、給食業務に携わる者は、利用者の食事提供に反映させるように努力を怠らないようにします。

(3) 環境の整備

(ア) 権利擁護について

利用者の権利擁護（資産管理、法律的問題、人権問題等）のため、成年後見人制度や地域福祉権利擁護事業について利用者・家族・代理人に対して情報を提供し、必要に応じ、利用のための援助を行います。

成年後見センター、リーガルサポート、社会福祉協議会等、成年後見制度を実施している組織の連絡先を掲示し、資料を提供します。

権利擁護については適宜、社会福祉協議会、管轄の行政機関、法律事務所等に連絡、相談・調査等を行います。

(イ) 抑制廃止について

施設運営の基本理念に従い、利用者の基本的人権を尊重し、拘束の廃止の目標として、様々な角度から検証を重ね実施します。

(ウ) 褥瘡予防

衛生委員をメンバーとした褥瘡委員会を組織し、褥瘡予防に努めます。

(エ) 介護事故

利用者の転倒事故を防止するため、居室・食堂・廊下等の環境整備を行い、ベッド・車イス等の介護機器の安全点検、整備等を行うと共に、職員の見守り強化を行います。

また、気付きシート報告書、事故報告書等で報告された事例について検討し、介護事故の発生を未然に防ぎます。

7. 健康管理

利用者及び職員について定期的に健康診断を行い、その結果を記録保存し、嘱託医の指示を受けます。

また、各協力医療機関からの往診を受け、利用者の皆様に負担のかからない療養環境の提供を行います。

その他必要に応じ、主治医・ホーム長の判断の下、往診治療可能な環境を提供します。

8. 防災計画

下記のとおり消防訓練を実施し、火災・地震その他の災害等による人命の安全確保及び被害の軽減を図ります。

訓練の種別	実施時期	備考
総合訓練	6ヶ月に1回	5月：夜間想定訓練 11月：昼間訓練
その他の訓練	適宜	

9.日 課

小規模多機能型居宅介護におきましては、利用者の個別性を尊重するため一日の日課を設けず、利用者の個性を最大限に尊重します。

10. 回想療法

毎月1回、回想療法を開催します。地域のボランティアの協力を得て、利用者と一緒に昔の懐かしい写真や音楽、昔使っていた馴染み深い家庭用品などを見たりしながら、昔の経験や思い出を語り合います。

回想療法は、認知症の利用者へのアプローチとして近年注目されている心理療法です。現在は、コロナ禍のため開催を見送らせて頂いております。